

徳島県規則第四十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 改正後の第七条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘留されている者はそれぞれ拘禁刑の執行のため刑事施設に拘留されている者と、旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者と、留置施設に留置されて懲役又は禁錮の刑の執行を受けている者はそれぞれ留置施設に留置されて拘禁刑の執行を受けている者と、留置施設に留置されて旧拘留の刑の執行を受けている者は留置施設に留置されて拘留の刑の執行を受けている者とみなす。